

○厚生労働省令第九十号

毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第三十七条の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月二十九日

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働大臣 武見 敏三

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。
別記第一号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第1条関係）

毒物劇物		製造業 登録申請書	
製造所（営業所）	所在地		
	名称		
製造（輸入）品目	類別	化学名（製剤にあつては、化学名及びその含量）	
備考			

上記により、毒物劇物の製造業の登録を申請します。

年 月 日

住所
〔法人にあつては、主たる事務所〕
の所在地
氏名
〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

都道府県知事 殿

（注意）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつくりと書くこと。
- 3 製造（輸入）品目欄には、次により記載すること。
 - (1) 類別は、法別表又は毒物及び劇物指定令による類別によること。
 - (2) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤については、化学名欄に「有機シアン化合物」と記載すること。
 - (3) 原体の小分けの場合は、その旨を化学名の横に付記すること。
 - (4) 製剤の含量は、一定の含量幅を持たせて記載して差し支えないこと。
 - (5) 品目の全てを記載することができないときは、この欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

別記第四号様式を次のように改める。

別記第4号様式（第4条関係）

毒物劇物 製造業 登録更新申請書

登録番号及び登録年月日	所在地	
製造所（営業所）	名称	
製造（輸入）品目	類別	化学名（製剤にあつては、化学名及びその含量）
毒物劇物取扱責任者	氏名	
	住所	
備考		

上記により、毒物劇物の製造業の登録の更新を申請します。

年 月 日

住所
〔法人にあつては、主たる事務所〕
の所在地
氏名
〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

都道府県知事 殿

（注意）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつくりと書くこと。
- 3 製造（輸入）品目欄には、次により記載すること。
 - (1) 類別は、法別表又は毒物及び劇物指定令による類別によること。
 - (2) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤については、化学名欄に「有機シアン化合物」と記載すること。
 - (3) 原体の小分けの場合は、その旨を化学名の横に付記すること。
 - (4) 製剤の含量は、一定の含量幅を持たせて記載して差し支えないこと。
 - (5) 品目の全てを記載することができないときは、この欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
 - (6) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤について登録の更新を行う場合は、当該登録の更新前までに製造（輸入）した実額のある有機シアン化合物の品目（化学名）の全てを別添として提出すること。

別記第十号様式を次のように改める。
別記第10号様式 (第10条関係)
毒物劇物 製造業 登録変更申請書 輸入業

登録番号及び登録年月日			
製造所(営業所)	所在地		
	名称		
新たに製造(輸入)する品目	類別	化学名(製剤にあつては、化学名及びその含量)	
備考			

製造業の登録の変更を申請します。
年 月 日
住所〔法人にあつては、主たる事務所
の所在地
法人にあつては、名称及び代表
氏名
者の氏名〕
都道府県知事 殿

- (注意)
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
 - 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつぎりと書くこと。
 - 3 新たに製造(輸入)する品目欄には、次により記載すること。
 - (1) 類別は、法別表又は毒物及び劇物指定令による類別によること。
 - (2) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤については、化学名欄に「有機シアン化合物」と記載すること。
 - (3) 原体の小分けの場合は、その旨を化学名の横に付記すること。
 - (4) 製剤の含量は、一定の含量幅を持たせて記載して差し支えないこと。
 - (5) 品目の全てを記載することができないときは、この欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

- 附 則
- 1 (施行期日)
この省令は、令和六年十月一日から施行する。
 - 2 (経過措置)
この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
 - 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第九十一号
毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和六年五月二十九日 厚生労働大臣 武見 敬三
毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令
(毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正)
第一条 毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
別表第一(第四条の二関係) 劇物 一〇一の七 (略) 十一の八 四一クロロ一二フルオロー 五一〔RS〕一(二・二・二トリフルオロエチル)スルフィンル「フエニル五五」(トリフルオロメチル)「チオ」ペンチルエーテル(別名フルペンチオフェノックス)及びこれを含有する製剤 十一の九・十一の十 (略) 十二の六十七 (略)	別表第一(第四条の二関係) 劇物 一〇一の七 (略) (新設) 十一の八・十一の九 (略) 十二の六十七 (略)

第二条 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
別表第一(第四条の二関係) 劇物 一〇一の七 (略) 十一の八 四一クロロ一二フルオロー 五一〔RS〕一(二・二・二トリフルオロエチル)スルフィンル「フエニル五五」(トリフルオロメチル)「チオ」ペンチルエーテル(別名フルペンチオフェノックス)及びこれを含有する製剤 十一の九・十一の十 (略) 十二の六十七 (略)	別表第一(第四条の二関係) 劇物 一〇一の七 (略) 十一の八 四一クロロ一二フルオロー 五一〔RS〕一(二・二・二トリフルオロエチル)スルフィンル「フエニル五五」(トリフルオロメチル)「チオ」ペンチルエーテル(別名フルペンチオフェノックス)及びこれを含有する製剤 十一の九・十一の十 (略) 十二の六十七 (略)

附 則
この省令は、毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(令和六年政令第百九十六号)の施行の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、公布の日から施行する。